**記載例**

**○○○（団体名称）規則／会則／規約**

（名称）

第1条 この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、越谷市○○に置く。

（目的）

第3条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために○○○活動を行い次の事業を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の○種類とする。

←会員は、必ずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第6条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（退会）

第8条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

（１）会長 １人

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

（２）副会長 ○人

（３）会計 ○人

（４）総務 ○人

（５）監事 ○人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

２ 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

５ 監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。